

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 予 算 経 理 室 1 頁

お 知 ら せ

平成21年 4月24日付け三重県公報第2080号に、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように告示されました。

三重県告示第296号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成21年 4月24日

三重県知事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の項（C）の欄中「及び高等学校」を「、高等学校及び特別支援学校」に改め、同項（E）の欄中「東海4県体育指導委員連絡協議会」を「第46回全国豊学校卓球大会実行委員会」に改め、同表第15号の項（C）の欄中「市町教育委員会」を「市町等教育委員会」に改め、同項（E）の欄を次のように改める。

市町及び多気郡多
気町・松阪市学校
組合教育委員会

別表第19号の項（E）の欄を次のように改める。

実行委員会

別表第20号の項（E）の欄を次のように改める。

社会教育関係団体

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金等から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社